

平成19年 9月14日

1.出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内 智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦 泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里已
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2.欠席議員

なし

3.本会議に出席した事務局職員

事務局 長 緒方正義
次長兼総務係長 黒川和広
議事係 長 松尾和久
議事係 員 森 正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	末	次	隆	裕
営	業	部	前	田	敏	美
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	松	尾	茂	樹
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	藤	崎	勝	行
北	方	支	大	石	隆	淳
会	計	管	森		基	治
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	田	代	裕	志
総	務	課	古	賀	雅	章
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	角			眞
選挙管理委員会事務局	長		大	宅	敬	一
監査委員事務局	長		山	下	眞	琴
農業委員会事務局	長		森	山	義	秀

議 事 日 程 第 6 号

9月14日(金)10時開議

日程第1	第20号議案	武雄市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第2	第21号議案	政治倫理の確立のための武雄市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
日程第3	第22号議案	武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
日程第4	第23号議案	武雄市行政財産使用料条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
日程第5	第24号議案	武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第6	第25号議案	武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第7	第26号議案	武雄市自転車競走実施条例の一部を改正する条例(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第8	第27号議案	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議について(質疑・総務常任委員会付託)
日程第9	第28号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第10	第29号議案	平成19年度武雄市一般会計補正予算(第4回)(質疑・所管常任委員会分割付託)
日程第11	第30号議案	平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第3回)(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第12	第31号議案	平成19年度武雄市病院事業会計補正予算(第1回)(質疑・総務常任委員会付託)
日程第13	第32号議案	平成18年度武雄市病院事業会計決算認定について(質疑・特別会計等決算審査特別委員会設置付託)
日程第14	第33号議案	平成18年度武雄市水道事業会計決算認定について(質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第15	第34号議案	平成18年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について

(質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)

日程第16 請願第1号 『国民のための政治を求める意見書』に関する請願 (趣旨説明・質疑・総務常任委員会付託)

日程第17 意第1号 悪質商法被害をなくすための割賦販売法改正を求める意見書 (趣旨説明・質疑・産業経済常任委員会付託)

開 議 10時1分

議長 (杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第35号議案から第49号議案まで15件の議案と、報告第12号を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

これより、議案審議を開始いたします。

日程第1 . 第20号議案 武雄市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

皆さんおはようございます。それでは、第20号議案 武雄市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例について補足説明を申し上げます。

まず、この事業の内容でございますが、集落営農組織など担い手に農地を面的にまとまりある形で利用集積し、農地の効率的利用を実現するため、農用地利用改善団体等が面的集積の現状と集積の目標や農地の権利移転計画などを内容とする面的集積促進プランを定め、利用調整期間内に0.5ヘクタール以上の担い手への面的集積を実現した場合、実績に応じて反当たり15千円の集積促進費が交付されるものでございます。

また、補助金の交付対象であります農用地利用改善団体及び農用地利用改善団体に準ずる組織でございますが、まず農用地利用改善団体ですが、作付地の集団化の促進、栽培管理改善の促進、農作業の受委託の促進、農業機械、施設の共同利用の推進、農作業の共同化の推進等を定めた農用地利用規程及び農用地利用改善団体規約を定め、市の方に認定申請を行い、市は農業委員会、農協の意見を聴取し、認定することになっております。次に、農用地利用改善団体に準ずる組織でございますが、市の認定は受けておりませんが、改善団体と同様の要件をもって設立する団体でございます。

それでは次に、武雄市担い手農地集積高度化促進事業分担金条例について御説明申し上げます。

第1条では、この条例の趣旨を。第2条では、分担金の徴収を受ける者の範囲。第3条では、各年度ごとの分担金の額を定めております。また、第4条では、分担金の徴収方法を。第5条で規則への委任事項について定めております。

なお附則で、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上、簡単でございますが、第20号議案の補足説明にかえさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第20号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第2．第21号議案 政治倫理の確立のための武雄市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第21号議案 政治倫理の確立のための武雄市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

議案書は2ページでございます。

本条例につきましては、郵便貯金法の廃止及び証券取引法の一部改正に伴い、条文の整備を行うものでございます。

改正につきましては、2点の要因により行わせていただいております。

まず1点目は、郵便貯金法の廃止に伴う所要の改正を行うものでございます。平成19年10月1日をもちまして、日本郵政公社は民営化され、郵便貯金法も廃止されます。日本郵政公社が行っております郵便貯金業務につきましては、郵便貯金銀行が継承することとなり、日本郵政公社が行ってございました郵便貯金は預金として引き継がれることとなりますので、所要の改正を行うものです。

2点目の改正は、証券取引法の改正に伴う改正でございます。証券取引法等の一部を改正する法律により、証券取引法が大幅に改正されております。改正の趣旨は多岐にわたるものですが、主として投資者の保護を目的とした改正となっております。今回の法改正により、信託の受益権についてはすべて有価証券とみなされることとなり、金銭信託の元本の額についても有価証券の額面金額として記載されることになりました。このため、条例第2条第5号の金銭信託が同条第6号の有価証券に含まれることとなったため、条例第2条第5号を削るものでございます。

また、さきに述べました証券取引法等の一部を改正する法律において、証券取引法が金融

商品取引法と題名を改められ、証券取引所については、金融商品取引所と名称の変更が行われましたので、本市の条例についても所要の改正を行う必要がありますので、引用条文の改正を行うものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第21号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第3．第22号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第22号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

議案書3ページでございます。

この条例の一部改正につきましては、簡易生命保険法の廃止に伴う条文の整備でございます。条例中、職員の給与から控除できるものが規定されておりますが、その中に簡易保険に係る保険料がございますので、これを引き継ぐための条文の整理を行っております。

なお、この条例の施行日は、平成19年10月1日としております。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第22号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第4．第23号議案 武雄市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第23号議案 武雄市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議案書の4ページでございます。

武雄市行政財産使用料条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正による改正で、条例の第1条において、地方自治法第238条の4第2項の後に第3項から第

5 項の 3 項が追加改正されたため、条文の整備でございます。

施行については、公布の日からとなっております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第23号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 5 . 第24号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾こども部長

松尾こども部長〔登壇〕

第24号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の 5 ページをお願いいたします。

現在、乳幼児医療費の助成につきましては、3 歳児未満の入院、通院の全疾病に係る医療費の一部負担金相当額の助成と、3 歳以上就学前幼児の歯科診療に係る医療費の一部負担金相当額の助成を行っておりますけれども、本年 6 月の県議会で、佐賀県乳幼児医療助成事業補助金交付要綱の一部が改正され、本年 11 月の診療分から 3 歳以上就学前幼児の入院医療費の一部負担金相当額の 2 分の 1 額を対象に、県、市、町がそれぞれその 2 分の 1 を助成する制度が追加されました。これに伴い、県の補助制度改正に呼応して、今年 11 月から 3 歳以上就学前幼児の入院に係る医療費の一部負担金の 2 分の 1 の助成をするため、条例改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の主な内容について申し上げます。

まず第 3 条では、新たに 3 歳以上就学前の入院に係る保険給付を受ける場合を助成対象として追加するため、「歯科に係る医療以外の医療については」を「歯科診療及び入院に係る保険給付を受ける場合以外は」に改めております。

第 4 条の見出しでは、今回、助成額と助成期間を別立てとして、新たに第 4 条の 2 で助成期間を設けたため、「助成額等」を「助成額」と改め、第 4 条の 2 につきましては、入院に係る助成を加え、条文の整備をいたしております。

また、第 4 条第 6 項を削り、同条第 5 項を第 6 項とし、前 5 項について、他の法令や制度により医療に関する給付があることから、「その額を控除した額を助成するものとする」を「当該一部負担金からその額を控除するものとする」に改め、項の改正に伴う条文の整備をいたしております。

また、第4条第4項の次に第5項を設け、3歳以上就学前幼児の入院に係る医療費の一部負担金の助成を2分の1とするための条文の整備をいたしております。

第6条第3項では、第4条の項の改正に伴い、「第2項、第3項又は第4項の」を「第2項から第5項までに規定する」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、県の施行日と合わせて平成19年11月1日といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第24号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6．第25号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

それでは、第25号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の7ページでございます。参考資料、新旧対照条文は8ページでございます。

今回お願いいたしております武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日、法律第83号の公布による療養給付、被保険者の一部負担の割合の変更を平成20年4月1日から施行されるものにつきまして改正させていただくものでございます。

それでは、改正の概要を説明させていただきます。

第5条の改正でございますが、対象者の変更と負担割合の変更でございます。1項1号の条文改正ですが、被保険者の負担割合の10分の3の対象者を改正するものでございます。現行では「3歳に達する日の属する月の翌月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日」に改正するものであります。つまり、就学年次から負担割合10分の3を適用するものであります。

同項2号の条文改正は、1号の改正に伴うものであります。条文では、現行の「3歳に達する日の属する月」の部分、改正では「6歳に達する日以後の最初の3月31日」とし、ゼロ歳から小学校就学前まで被保険者の負担割合が10分の2になります。

同項3号の改正は、70歳以上で一定所得以下の方の負担割合が10分の1から10分の2に引

き上げられるものです。

次に附則でございます。施行期日を平成20年4月1日と定めており、平成20年3月31日までの医療に係る一部負担金については、従前のおりでございます。

以上で第25号議案について補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第25号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第7．第26号議案 武雄市自転車競走実施条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

第26号議案 武雄市自転車競走実施条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の8ページでございます。

この条例につきましては、自転車競技法が改正され、競輪の実施に関する事務を委託できる相手が自転車競技会から競技実施法人に変更されることに伴い、条例を改正するものでございます。

現在、競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判等、競輪の実施に関する事務は九州自転車競技会に委託しておりますが、法の改正によりまして、経済産業大臣が指定する競技実施法人、これは営利を目的としない一定の基準に適合すると認められる法人でございます に委託できるようになりましたので、改正するものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、法の附則におきまして、平成20年1月31日までの間において政令で定める日とされておりますので、附則において同様の施行としております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第26号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第8．第27号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び

組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第27号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議について補足説明を申し上げます。

議案書9ページでございます。

佐賀県市町総合事務組合は、佐賀県市町村退職手当組合外、5つの一部事務組合の事務について複合的に事務処理を行うために、平成19年4月1日に設立された一部事務組合でございます。

今回、本組合を組織している佐賀郡川副町、同郡東与賀町及び同郡久保田町が平成19年10月1日に佐賀市と合併し、この合併に伴い、同年9月30日をもって本組合を組織している川副町・東与賀町清掃組合が解散し、脱退すること、及び同年10月1日から佐賀県後期高齢者医療広域連合が加入することに伴い、本組合を組織する地方公共団体の数が減少し、組合規約を変更する必要が生じております。また、旧佐賀県市町村交通災害共済組合において徴収していた公費負担金を総合事務組合設置による効率化に伴い廃止したことから、組合規約第11条第4号中「負担金及び」を削る修正をするものです。

一部組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、または規約を変更しようとするときは、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定める必要がございます。この協議については、同法第290条の規定により、議会の議決を要することとなっております。このことにより、地方自治法に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第27号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第9．第28号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

第28号議案の御説明を申し上げます。

佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数及び規約の変更に係る協議についてでございますけれども、佐賀郡川副町、同東与賀町及び同久保田町が佐賀市に編入されることに

より、平成19年9月30日をもって、佐賀郡川副町、同東与賀町及び同久保田町が佐賀県後期高齢者医療広域連合から脱退するため、広域連合を組織する地方公共団体の数が減少します。広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、または規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係自治体の協議によりこれを定めることとなっています。この協議については、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第28号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第10．第29号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第4回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第29号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第4回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ301,475千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ19,312,769千円とするものでございます。

第2条の継続費につきましては、6ページの第2表でお示しをいたしておりますように、朝日小学校グラウンド整備事業にかかわる継続費の設定をお願いするものでございます。

このほか第3条の地方債の補正では、7ページから8ページにかけて第3表でお示ししておりますように、現年発生公共土木施設単独災害復旧事業にかかわる地方債の追加と、朝日小学校グラウンド整備事業にかかわる地方債の変更をお願いいたしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の主な内容について、補正予算説明書の方で説明させていただきます。

まず、歳出についてでございます。予算説明書の(9)ページからでございます。

2款．総務費、1項．総務管理費について申し上げます。1目．一般管理費では、人材交流派遣事業費として、兵庫県三木市に本年10月から職員1名を派遣することにいたしておりますので、これに要する経費をお願いいたしております。

10目．合併対策費では、合併支援のための国庫補助金の内示に伴い、経費財源補正をいたしております。

11目．積立金では、前年度からの繰越金の2分の1相当額を職員退職手当基金に積み立てるものでございます。

(10)ページをごらんください。

2項．企画費、1目．企画総務費では、武雄市地域公共交通会議及び武雄市ユニバーサルデザイン推進協議会に要する経費のほか、総合計画カレンダー作成に伴う予算の調整をいたしております。総合計画カレンダーにつきましては、市民の皆様にご覧いただき、市民の皆様により身近なものとしていただくため、当初予定いたしておりました総合計画概要版の作成を変更し、イラストを活用したカレンダーを作成し、全戸に配布することにいたしております。

3目．市民活動費では、本年11月に開催されますNPO活動推進自治体フォーラム佐賀大会武雄会場に要する経費をお願いしております。

(11)ページの3款．民生費、1項．社会福祉費、3目．老人福祉費では、武雄市社会福祉協議会が運営する老人福祉センター長寿園の給湯設備の補修に要する経費を補助することにいたしております。また、市内の社会福祉法人による地域密着型介護保険施設の整備に対する補助金として、地域介護・福祉空間整備等事業補助金をお願いいたしております。

4目．更生援護費では、障害者の自立支援のための特別対策事業として、オストメイト対応トイレの設置などに要する経費をお願いしております。

(12)ページの2項．児童福祉費では、乳幼児医療費の増額をお願いいたしておりますが、これは本年11月診療分から、3歳から就学前までの幼児の入院にかかわる医療費の一部負担の2分の1を助成するものでございます。

5項．介護保険地域支援事業費では、特定高齢者に対する機能回復や口腔機能向上などに要する経費をお願いしております。

(13)ページの4款．衛生費、1項．保健衛生費では、後期高齢者医療制度のシステム開発に伴う杵藤広域圏電算センター負担金ほか、佐賀県西部広域環境組合における各種計画の策定費など、当該組合の事業費の増に伴う負担金の増額をお願いしております。

(13)ページ、6款．農林業費、1項．農業費では、レモンガラスの越冬対策や完全有機栽培実験等に要する経費、チンゲンサイにかかわる野菜価格安定対策事業負担金のほか、農業の担い手に対し農地を集積するための補助金をお願いいたしております。

(15)ページの8款．土木費、2項．道路橋梁費では、7月の大雨により被害を受けた市道路線のうち、災害復旧事業の対象とならない路線の補修等に要する経費をお願いしております。

(16)ページの3項．河川費では、六角川に桜を植栽するための経費をお願いしております。

5項．住宅費では、住宅マスタープラン作成のためのアンケート調査に要する経費をお願いしております。

9款．消防費では、消防団員退職報償金の掛け金が増額されましたので、これに伴う補正

をお願いしております。

(17)ページの10款・教育費、3項・小学校費、3目・小学校施設整備事業費では、冒頭申し上げました朝日小学校グラウンド整備事業にかかわる継続費の設定に伴い、本年度工事費の追加と水路にかかわる用地購入費の追加をお願いするものでございます。

4項・中学校費では、武雄中学校校舎の防水工事をお願いしております。

(18)ページの5項・社会教育費、3目・文化財保護費では、武内町の柿田代遺跡の内容や遺跡としての価値などを調査するため、地中レーダー探査に要する経費をお願いしております。

(19)ページの11款・災害復旧費では、本年7月の大雨災害により被害を受けた道路、河川のうち、被害が小規模のため国の災害復旧事業の対象とならない箇所への復旧を行うため、公共土木施設単独災害復旧事業に要する経費をお願いしております。

以上、歳出の主なものについて御説明申し上げましたが、これらの財源として、繰越金334,704千円、国庫支出金57,123千円、市債24,500千円などを計上いたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第29号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。一般会計補正予算の件ですけれども、歳入のところで説明がありませんでしたので、聞いておきたいんですけれども、1つは地方特例交付金、これが44,000千円に対して16,489千円の減。特例交付金ですね。もう1つは、2項・特別交付金、これが26,000千円予算を組んでいて13,058千円の減、約半額になっておるわけですけれども、これはどういう理由なんですかね。国の制度基準が変わったのか、あるいは武雄市の見込み違いなのか、そこら辺の経過を説明していただきたい。あわせて、県支出金も12,295千円減っていますね。県支出金も減額だったと思いますけれども、あわせてその理由等々について説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

地方特例交付金につきましては、児童手当の拡充に伴う地方負担の増加に対応するため、国から交付するものでございますけれども、これにつきましては、平成18年度で子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、対象年齢の引き上げと児童手当の拡充に伴う地方負担の増加に対応するため、児童手当特例交付金として創設され、18年度において本市

に対して17,280千円交付されております。この制度が19年度になり、児童手当の制度がさらに拡充され、ゼロ歳から3歳未満の児童に対する児童手当の月額が一律10千円増額となったため、これを含めて地方特例交付金として交付されることになり、本市に対して27,511千円が交付されることになっております。これは昨年の実績より10,231千円の増となっております。

次に、第2項の特別交付金でございますが、これは平成18年度までは平成11年度からの恒常的減税に伴う地方税減収補てんのため、減収見込み額の4分の3を減税補てん特例交付金として交付されていたものが、19年度から廃止されたことに伴い、その経過措置として、19年度から21年度まで特例交付金として市民税の所得割と法人税の減収見込み額から、市たばこ税増収分の差額を交付されるものでございます。本市に対しましては、平成19年度は12,942千円が交付されることになっており、昨年度交付額99,481千円と比較して86,539千円の減となっているところでございます。

以上、申し上げましたように、平成19年度で制度の変更があった関係で、当初予算編成段階での見込み額の把握が難しかったことから、今回、減額補正をお願いする次第になったところでございます。

(5) ページの15款・県支出金、2項・県補助金、1目・総務費県補助金、合併市町村交付金につきましては、当初予算で24事業分、81,600千円を計上しておりましたが、ただいま申し上げました国庫補助金の追加に伴い、充当事業の調整を行い、19事業分、62,973千円といたしましたので、当初予算との差額18,627千円の減額をお願いしているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

おはようございます。まず、総合計画カレンダーの件ですけれども、以前は総合計画の必要な世帯が予約しまして、必要な方には総合計画を渡した。私も1回、900円だったかと思えますけれども、買ってそれを時々見たりしておりました。

そういうことで、今度は総合計画のイラストをカレンダーにして、各戸に必要、不必要にかかわらず配られるというような格好になると思うんですけれども、その本体自体は市民のほうに提供することはやめたのか。それが1点。

その総合計画のイラストを見て、この10年間の計画というふうにされると、昔、市街地の問題でそういう絵が載っておったと。この絵のこれができとらんじゃなかかと言われたこともあると思うんですけれども、その辺についてどうお考えか、ちょっとお聞きしたいと思います。

そして、レモングラス関係ですけれども、今回、越冬対策をしてありますけれども、この間は派遣して調査のお金が出てくる、今度は越冬のお金が出てくる、また今度は製品化のお

金が出てくるのかもしれませんが、その辺をトータルであらかた示して予算化するべきではないかと。こういうかかったのをそのたびそのたびすると、また次の議会までに行動がとれないということにもなるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺のお考えをお聞きします。

次に、柿田代遺跡の件ですけれども、私がちょっと新聞報道で見るときには、もうあらかたここでつくっていたことが実証されたということで、公園化するということを言われておりましたので、公園化はなるのかなと思っていたんですけれども、今度探査をして価値を見るということで、もしその探査でほかのものが見つからないと公園化をやめるのかですね。その辺がちょっと新聞を見た者としてはわかりませんので、その点についてお答えください。

ついでに言いますと、今度人材交流をするわけですけれども、広く一般的な他の自治体のことを知るために行くのか、ある程度観光部門とか企画部門とか指定して人事を交流するものか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

末次企画部長

末次企画部長〔登壇〕

お答えをしていきたいと思います。

カレンダーの件でございますけれども、一応総合計画の分につきましては、現在のところホームページのほうでアップをしておるところでございますし、必要な方には配布をしたいというふうに思っています。総合カレンダーを全戸配布するようにしていますので、その分で理解をいただきたいというふうに思っています。

もう一つ、市街地の絵の件ですけれども、一応この分につきましては10年間をイメージしていますので、その分で御理解を願いたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

農林商工のレモングラス関係でございますが、確かに6月の議会では、タイへの研修旅費、それから苗の購入費等についてもお願いしております。

それで、今回9月の予算では、先ほどありましたように、越冬対策、それから、ほかには土づくり関係の予算、それから乾燥する場合のそこら辺の実験、それとあと販路促進等の販売関係、それから保存ですか、袋に入れて売る必要がありますので、そこら辺の袋の購入、それから当然普及推進費ということで今回お願いしております。

それで、ことしから始まっておりまして、まだ手探りの状態ということもありまして、ことし1年過ぎれば大体見通しがつくということで、まだ実験の段階ということで御理解をいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

柿田代の遺跡の件ですけれども、橋脚のところに出ておりました排水路について、今、埋め戻しをしている状況ですけれども、今回補正でお願いしたのは、柿田代遺跡の内容、それから遺跡としての価値、そういったものを愛媛大学の先生に御協力をお願いして、調査をしようというようなことで補正予算をお願いしているものでございます。その調査結果を踏まえて、今後、遺跡としての整備をどんなふうに行っていくかの検討に入っていくというようなことでございます。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

三木市との人材交流でございますけれども、まず目的でございますけれども、職員の相互派遣を通して、職員の資質の向上、人材の育成を図るとともに、異業種間の交流の促進を図るというような目的のもとに派遣するものでございまして、特段固定した部署というのは考えておりませんし、本人の希望等も含めながら、それからまた派遣期間は1年半でございますけれども、それを通して同じ部署にするのか、その辺は柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。分割付託区分は、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第11．第30号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

第30号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出それぞれ143,075千円を追加し、補正後の総額を15,642,909千円としております。

今回の補正でございますが、鹿児島県の肝付町、ここは大隅半島で桜島を挟んで右側の半

島でございますが、鹿屋市と隣接する町でございますが、ここに建設中の場外車券売り場、サテライト肝付の開設にかかわる経費と、それから、ことし8月に移転オープンしましたサテライト武雄の駐車場の舗装工事費をお願いしております。サテライト肝付につきましては、株式会社九州みぞべ興産が設置会社であり、本年6月に経済産業大臣の設置許可を取得して、11月中のオープンを目指して今準備が進んでいるところでございます。

それでは、予算書の(4)ページをお願いしたいと思います。

まず、競輪事務費では、サテライト武雄の舗装工事をお願いしております。これにつきましては、全国競輪施行者競技会からの補助金も歳入として計上をしております。これにつきましては、管理上、それから利用者から一日も早い整備をとということで、今回お願いするものでございます。

次に、競輪開催費では、先ほど申し上げましたサテライト肝付の開設に伴う所要の経費をお願いしております。

次に、予算書の4ページの第2表 債務負担行為でございますが、サテライト肝付にかかる投票機器等のリースの債務負担をお願いしております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第30号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

質問いたしたいと思えます。

まず、サテライト肝付の件ですけれども、みぞべの小原社長ですかね、頑張っていたいで、拡大してもらっていると思うんですけれども、以前、天文館のときには、その収益配分でしばらく時間がかかったというようなことを聞いておるんですけれども、今回はそういうふうな取り分の関係ではすんなり話がついたのか、さらに上げるような形になっているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

第2点目は、サテライト武雄の舗装の件ですけれども、以前も私、あそこを借りるに当たっては、独自に補助を受けて、武雄市自体が土地の地主に借地をして建てたほうが将来的に問題がないんじゃないだろうかということをお述べました。そして、そちらの日本自転車振興会のほうに相談をして、もともとあそこも特にお金をもらって建てたわけじゃないので、相談をして建てたほうがいいんじゃないだろうかということをお申したと思えます。そして、いや、そういうことは一切できませんと、サテライトに関しては補助できないということだったんですけれども、今回、駐車場の補助ができていますからね。だから、そこを精査して、向こうと話し合いをずっと続けられたのかなというのがちょっと疑問に思うわけなんです。だから、そこについて1点お聞きしたいということと、今度の資産というか、候補地のアスファルトですね、その財産所有というんですかね。それは結局、武雄市が物産館のほ

うに現物供与をする形になるのか。それとも地主に対して、武雄市が直接その部分については供与するのか。その辺がちょっとまだ話が不明確になってくると思うわけですね。その点についてのそちらの整理というのを聞きたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

お答えしたいと思います。

まず1点目の件でございますが、前回の天文館につきましては、設置会社とのあれじゃなくて、警察との協議が十分でなかったということで、開設がおくれたというふうに聞いております。そういうことで、今回につきましては、随分前から警察との協議が進んでおりまして、そこは問題ないということで。それと、設置会社との賃貸料ですか、そこらについても協議が済んでおります。そういうことで問題ないということでございます。

それから、移転の關係の助成でございますが、今回はあくまでも移転ということで、機械等の設置については、当初の段階で日本自転車普及協會のほうから助成があつておるということで、そこについては助成がないということで、ただ今回の駐車場については、全国の中小競輪場の活性化の対策の中で、全国枠の助成額の中で配分をしてもらおうということでお願いをしたところでございます。

それから、3つ目につきましては、用地の關係でございますが、一応、物産館、それから地権者との承諾を得て、今回工事をやるということでございます。

議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

ちょっとお尋ねしたいんですけれども、当初これをするときは転圧で対応するという話だったと思います。そこで今回、舗装されるわけでございますけれども、それで、お客から一日も早くしてくれという要望があつたという話でございますけれども、じゃ、その最初るとき、そういう声が出るということ予測はできなかったのかなと思うわけです。そこが第1点です。

それで、今回舗装されて、その財産は贈与という形になると思うわけですね。相手の方に上げると、贈与すると。その場合、これは又貸しという状況なので、もともとの地主にやるのか、それとも賃借権で借りている武雄物産館のほうに贈与されるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

今回の舗装の件でございますが、移設する段階ではそういう話が確かにあっておったかと思えます。担当の方から聞いております。ただ、8月1日にオープンをしまして、私も実際オープン前に行ったわけですが、これではちょっと問題ということで、ほこりの問題とか、あるいは警備上の問題とか管理上の問題がございます。それともう1つは、オープンの前に警察の協議も当然行ってございまして、特に投石等で雑踏事故防止ですか、そこら辺で十分配慮するよという指摘もあっておりますので、早急に整備をしたいということで今回お願いしたところでございます。

それで、今回の舗装につきましては、物産館がするか、市がするかという問題ですけれども、今回については借り上げが必要ということで、市のほうで施行したということでございます。これについては、武雄競輪場の本場も同様な形で借り上げた側が舗装をしているということで、それと同じ考えでございます。

議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

ちょっと質問を勘違いされているんじゃないかなと思うわけですよ。私は舗装はどっちがするかというのはわかっておりますけれども、結局、舗装したところの財産といいましょうか、それを結局、贈与されるわけでしょう。その贈与先がだれに帰属するのかなというのを私は聞いているわけです。要するに地主さん、又貸しの状態なんですけれども、もともとの地主さんのものになるのか、それとも賃借権ですかね、よくわかりませんが、借りている物産館さんにやるのか、その辺がどっちになるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

お答えしたいと思います。

今回の舗装につきましては、土地については地権者の財産です。それで舗装した分については当然、施行した側のものということで、最終的に、もしサテライトを閉めるとなれば、そこはもとに戻して返すということだと思います。

それから、本場につきましても、今、競輪場の走路とか、それから特観席、観覧席等ございますが、そこは清香奨学会の用地でございますので、用地は地主の清香奨学会のもの、それから建物等については市のものということで、そういうことで判断をしております。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ただいまの話でございますけれども、舗装をして、その財産価値は上がるわけでございますけれども、その財産についてどうなるかということ、まず地権者と本当に話を詰められたかということです。詰めるときには舗装しなくていいと地権者が言った場合、それは実際できるのかと。じゃ、普通するときには舗装をさせてくださいと。要らないときにはあなたにそのまま財産をつけて返しますというのが一般的な契約なんですよ。それを今、舗装はするわ、しかし、その分は舗装した者んとよと、話が実際通るのかですね、民法、今ですね。最近しよってですよ。恐らくそう言えば、私が地権者だったら、じゃ舗装しなくていいですよと言いますよね。舗装していいけど、それはあとはちゃんとして返しなさいというのが普通でしょう。だから、そこはうる覚えの話じゃなくて、地主さんとちゃんと話をして、契約しておかなければ、あと大変なことになると思いますけど、答弁をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

お答えしたいと思います。

今回の舗装工事につきましては、舗装をする前に、舗装をする前ですから、まだしてないですが、8月末に地権者、それから物産館から舗装工事についての承諾書はとっております。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

通常のことですけれども、借りたときには必ず原形復旧なんですね、返すときにはですね。だから舗装しない前の状態で返さないかんというのが原則ですね。だから、一つそこを間違えば、いや、舗装せんでよかったということになれば、はいで返さないかんということになるんですね。だからそこはちゃんと最初に契約ができていますかと。できていなかったから舗装する前にそのことを話したがいいんじゃないですかと話をしておるんですね。だから、そのことは心配ないということになったらいいですよ。あとは一銭も金出ませんからね。

それと、私よくわからんですけれども、舗装の単価ですね。ちょっと見れば、私は余り詳しくないですけれども、高過ぎるんじゃないかなという気もしますので、類似団体かれこれとほかの単価についてどういうものかということ、2つ目をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

まず、1点目の原状回復の件でございますが、これは当然、賃貸借の契約書の中で原状回復の項目がございます。

それから、工事の単価でございますが、これについては建設課のほうに積算をお願いして

おりますので、公共工事の単価ではじいたということでございます。

〔29番「あと委員会に任せます」〕

議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

舗装の件で、また私に答弁をいただきましたけれども、ちょっと私もよくわからないわけです。私は贈与という話をしましたけれども、どうも贈与じゃないような感じもするんですが、その辺がまずちょっと確認ですけれども、どうなのか。

それと1つは、舗装することによって財産価値は上がると思うわけですね。それで、固定資産税の関係とか、そういうのはどうなるのかなと思うわけですが、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

まず財産関係につきましては、先ほど言いましたように、答弁したとおりでございます。

それから固定資産税の関係でございますが、土地の固定資産につきましては、舗装するかどうか、そこらについては関係ないということでございます。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

3点だけですけれども、今、原状復旧とか、あるいは舗装の問題とかあっていますけれども、私はその以前の問題でお尋ねをしたいと思います。

というのは、これは契約の当事者は物産館でおかしいですけれども、物産館を運営している人との契約という格好になるんでしょうけれども、実際はいわゆる場外の前売り場の運営とかでは観光協会が今までやっておったわけですね。観光協会がその場所でやったのを駐車場とか、あるいはお客さんの利便性のためにほかの場所に移したということでしょうけど、それはそれでいいですよ。ですけれども、これ実際は武雄市の競輪の予算から一部を出していますね、半分を出しています。あとは補助金というですか、全国競輪施行者競技会か日本自転車振興会から出ているとすれば、現実問題として、実際場外を運営しているのは観光協会なんです。議案が出たときに観光協会の会長に聞いたら、私たちが運営していますとおっしゃいました。そうすると、全然違う人が経営するところに、そういう经营主体が違ふところに、市のお金、実際仕事は競輪のことでしょうからね、それは目的はそうなんだろうけれども、実際法律上出せるとですかね、それ。出してよかとですかね。その点が問題な気がするんです。

それともう1つは、仮にそうだとすると、実際に運営の主体が形としては、でも法律上の主体がそうでなければ、変わってれば別ですよ。なければ、今度は日本自転車振興会の交付金を取ったということは、これは虚偽事項になるんじゃないかなという気がするんですよ。実際は競輪のことですから、それはそれとして目的には沿っているわけですけども、そこらの法律的なことを、例えば、仮に観光協会が競輪場の場外発売所を運営することが年間、例えば何百万円、何十万円という契約をしてあって、それが観光事業の推進に寄与しているということで契約をしてやってあるわけですから、そのことが法律上、その観光協会が運営をするのであれば別ですけども、全然事業主体が違うところが運営をすると。聞いてみると、いわゆる今観光協会がもらっているお金とそっくり同じものを、同じ金額で物産館がやるというからそれでよかということですけども、それはそれでお金の問題はないわけですよ。問題は、事業主体の法律的なものについてはどういう整理ができていないか確認をせんと、それはちょっとおかしい問題になるんじゃないかなという気がしました。でも、契約とか運営主体が変わってれば別ですよ。そこらについて少し明確にお話いただきたい。

実際に舗装をして、実際にお客さんの役に立つということであれば、それはそれで市としての目的はあるでしょうけど、あとは地権者との契約の問題とか、今問題になっているようなことをクリアできたらいいいんですけど。例えば、仮にすべてがクリアできたとしても、じゃ、解約するときに、原状復旧したときの予算というのですか、修理、原状復旧するのに予算とか費用というのは大体どこが出すものか。また補助金というわけにはいかんわけですから。そこらの問題をちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

まず1点目の、サテライト武雄の運営の主体はあくまでも施行者である市でございます。それで、観光協会が運営とか、そういうことは一切ございません。あくまでも市が主体で運営をするということとなっております。観光協会は今回は全然関係ございません。

それから、原状復旧につきましては当然、今回市の方がやっておりますので、もしそういう事態があれば市のほうがやるということでございます。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今の答弁では観光協会は全く関係ないと。確かに土地とか建物については、つくっているところは別ですから関係ないでしょうけれども、じゃ今後、競輪場の場外の運営は一切観光協会はしてもらわんとということで、今度は一民間のそういう団体にお任せする。それは法律上はできないわけじゃないですよ、できますけれども、そういうことなんですか。そうする

と、観光協会の会員の方々は、それを原資としているんな観光事業をやってあるわけですよ。（発言する者あり）いや、だから、そういうことをしてあるわけですよ。実際に運営は観光活動のいろんな費用にしてあるわけですけども、そのお金は今度は物産館が出すということで、じゃ、観光協会そのものは一切そういうものについては権利を放棄したということになるわけですか。そこらがちょっとわからないものですから、お尋ねをしておきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

お答えしたいと思います。

今までにつきましては、観光協会が所有する武雄市物産コミュニティーセンターですか、観光協会が所有する建物を市が借り上げて場外をやっていたということで、以前は競輪の方から観光協会にその借上料を（「協力金」と呼ぶ者あり）協力金ですかね、月額200千円を払っていたということでございます。今回は全然場所が違いまして、そこは物産館のほうが建物を建てたということで、市のほうが物産館のほうに賃貸料を払うということで、あとは観光協会と物産館の協議になってくるということで、市と観光協会の関係はないということでございます。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）

議事進行で言わないかんですね。3回までということですが、あと大事なことを1点言わないかんですから。

さっき申し上げたとおり、例えば、運営の主体が違うからというですけども、じゃ、日本自転車振興会の補助金の受け入れ口ですね。それからもう1つは、いわゆる市が競輪課から出した予算の受け入れ先。それは結局、実際は武雄市が運営をするんだから、そこらは関係ないといっても、実際は土地そのものはほかの人から又貸しじゃないけれども、借りたものを借りてするということになっていますから、そこらのことが釈然とせんわけですよ。やっていることが悪いということじゃないですよ。だから、そこらは少し法律的にもきちんと整理をしておかんと問題があるような、私はそういう気がするんですよ。ですから、そこらをお尋ねしているわけですけども、それについての回答があっていませんので、それを答えた上で、第3番目の質問をします。お取り計らいお願いします。

議長（杉原豊喜君）

ただいま議事進行で質問ありましたので、執行部の方に説明をお願いします。前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

今回の舗装の件につきましては、先ほど言いましたように、地権者の方、それから観光物産館ですか、その承諾をとって今回工事をするというところでございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。（「いや、ここでもろうとったがましよ、議長」と呼ぶ者あり）

〔30番「答弁のあつらんけんが聞きよつとですよ。私は言い忘れじゃなかです。

整理ばして。まじめに聞きよつとです」〕（「休憩、休憩」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	11時10分
再	開	11時13分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで11時30分まで暫時休憩をいたします。

休	憩	11時14分
再	開	11時30分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどより出ております質問について、執行部よりの確なる御答弁をお願いいたします。

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

お答えしたいと思います。

今回のサテライト武雄の移転の以前につきましては、観光協会が所有する建物を武雄市の競輪が使用していたということで、市のほうから観光協会のほうに協力金という形でお支払いをしております。それで、移転後につきましては、物産館が借り上げている土地、建物について、市のほうが借りるということで、賃貸料を物産館のほうに支払いをするということで、あと物産館と観光協会との中でのことですが、一応、従来どおりの金額を支払いをするということで聞いております。

それから、地権者と物産館との契約の中で、武雄市が使用するということについては、転貸しの条項がありまして、それからもう一つは、武雄市と物産館との契約の中で、競輪のために使用することができるということで契約をしているところでございます。

それから、今回の舗装につきましては、両者から承諾を得て工事をしたいというふうに考えております。承諾につきましては既にいただいております。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

一番最初の質問の中で、日本自転車振興会のほうからの補助というのは、機械は補助を受けているから、機械の移転については補助は出ないというふうに限定して言われたということは、それ以外のことは交渉すれば出るのかなと。ということであれば、その転圧というですか、アスファルト以外にもいろいろ要望があるんじゃないかなと思うんですけども、それについても、そのお金をいただいて整備するつもりがあるのか、お聞きします。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

今回の全国競輪施行者協議会の補助金でございますけれども、補助金の中身が中小競輪場施行者振興事業助成金ということで、弱小の競輪場に対する補助金でございますので、これについては全国の年間の助成額の枠がございますので、最高は80%までの助成になっているようでございます。今回は50%を計上しております。

それから、今回の助成金につきましては、さきの臨時会にお願いしました宿舍についても、この助成金をいただくということになっております。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第12．第31号議案 平成19年度武雄市病院事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。田代市民病院事務長

田代市民病院事務長〔登壇〕

第31号議案 平成19年度武雄市病院事業会計補正予算（第1回）につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、まず収入の部におきましては、県の夜間救急外来診療体制整備事業補助金制度が平成18年度をもって廃止となりましたので、当初予算で計上いたしておりました1,982千円の医業収益を減額し、支出では当初予算で計上いたしておりました常勤医師16名分の給与を現在の医師12名分に置きかえて減額し、常勤の医師にかわる非常勤医師、派遣医師の報酬を増額するものでございます。

次に、2ページの第3条 資本的収入及び支出でございますが、収入、支出とも4,100千円増額するもので、医療機器の更新や新規購入を行うものでございます。医療機器の内訳は、血液ガス分析装置と自動血圧計を更新し、内視鏡用の超音波洗浄器を新規購入することになっています。また、その財源は企業債で賄う計画でございます。

3ページでは、第4条の企業債と、第5条の議会の議決を経なければ流用できない経費を改めるものでございます。

次に、4ページ、5ページは実施計画変更、6ページは資金計画変更、7ページから14ページにつきましては給与費明細書、15ページから16ページは補正予算説明書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第31号議案に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

夜間救急外来のことについてお聞きします。

これは多分、古川知事が地域ごとに夜間救急ですね、子供のためと思いますけれども、そこを手厚くするために補助金をして、その指定病院が武雄市民病院になったかと思えます。

そしたら、ここでちょっと補助を削減されて、先生ですか、そういうスタッフの給料も減額してあるということは、それだけ夜間救急の厚みが薄くなるということになるんですか。その辺についてお聞きします。

議長（杉原豊喜君）

田代市民病院事務長

田代市民病院事務長〔登壇〕

ただいまの質問にお答え申し上げます。

先ほど補足説明を申し上げましたとおり、県の夜間救急外来診療体制整備事業補助金制度が18年度をもって廃止となりましたと。ですから、補助金制度が廃止になったということだけでございます。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第13．第32号議案 平成18年度武雄市民病院事業会計決算認定についてを議題といたし

ます。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。田代市民病院事務長
田代市民病院事務長〔登壇〕

第32号議案 平成18年度武雄市病院事業会計の決算につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、12ページの事業報告でございますが、平成18年度は病院の経営改善を図るため、昨年度に続き、コンサルタントへ委託を行いながら空調設備や病室等の改修工事を実施しまして、運転経費の削減や療養環境の改善を図りました。また、CTなど医療機器の更新などを行い、さらに精度の高い医療を提供できるよう努めております。

次に、16ページの患者数ですが、入院患者数は年間延べ3万7,611人、1日平均で103人、外来患者数は年間延べで4万8,160人、1日平均196.6人で、入院、外来、いずれも昨年より減少しております。原因としては、常勤医師の減少や病院の改修工事が影響しているものと思われま

す。次に、損益計算書について御説明申し上げます。3ページでございます。

医業収益1,501,573,349円に対し、医業費用1,614,157,039円で、医業損失が112,583,690円となっております。医業外収益95,285,398円に対し、医業外費用59,067,642円となっております。この結果、経常損失と当年度純損失が76,365,934円となり、前年度までの累積欠損金と合わせて18年度末の累積欠損金の額は609,550,524円となりました。

5ページの貸借対照表で資産の部でございますが、固定資産では、前年度末の資産に平成18年度に取得した資産を加え、減価償却累計額を控除した1,584,133,853円となっております。次に、流動資産、これは現金、未収金、貯蔵品等から成っておりますが、487,167,550円のうち、現金預金は約202,690千円となっております。繰延勘定の控除対象外消費税でございますが、前年度末の額から当年度償却額4,235,930円を控除し、58,908,699円となっております。以上、資産の部の合計は2,130,210,102円となっております。

次に、6ページの負債の部でございます。

固定負債は長期借入金であり、当年度は43,600千円を償還しましたので、160,800千円となっております。流動負債63,152,550円のうち、未払金につきましてはすべて支払いを完了いたしております。

次に、資本の部であります。資本金は自己資本金と借入資本金から成っておりまして、1,809,370,879円となりました。剰余金につきましては、資本剰余金と欠損金から成っておりまして、96,886,673円となりました。以上、負債資本合計2,130,210,102円となっております。

最後に、18ページの企業債及び借入金の状況ですが、企業債につきましては、18年度末での未償還残高が1,184,464,879円で、一般会計長期借入金の残額は160,800千円となっております。

ます。

以上で決算概要の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第32号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は、14名をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第32号議案は、14名をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。特別委員会委員の選任は、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。よって、1番上田議員、5番大河内議員、6番宮本議員、12番末藤議員、13番前田議員、16番樋渡議員、18番大渡議員、19番山口昌宏議員、20番松尾初秋議員、22番平野議員、25番牟田議員、26番川原議員、27番高木議員、30番谷口議員、以上14名を特別委員に指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました14名の議員を特別会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、特別委員会の正副委員長互選は後日お願いをいたします。

日程第14．第33号議案 平成18年度武雄市水道事業会計決算認定について及び日程第15．第34号議案 平成18年度武雄市工業用水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

第33号議案 平成18年度武雄市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

事業概要でございますが、決算書の16ページをごらんください。給水人口、給水戸数ともここに記載しておりますように、平成17年度より伸びを示した結果となり、普及率は99%となりました。一方、有収水量は1日平均で218立方メートル、年間で7万9,405立方メートルの減となりました。この主な要因は、業務用の落ち込みでございます。

工事につきましては、老朽管更新や鉛管更新工事、また受託工事など53件を取り組み、鉛管を除く工事につきましては、決算書12ページに記載をしております。

委託業務としましては、1事業体となるための基本計画及び認可申請業務や漏水調査、浄水場の機器の保守点検業務などを取り組みました。

次に、決算書3ページの損益計算書に基づき、収益的収支の状況を御説明いたします。

営業収益は、水道使用料及び受託工事の負担金と各種手数料収益を計上し、合計で1,263,348,019円となり、営業外収益としましては、一般会計からの繰入金や合併に伴い取り組んだ基本計画の委託料を全額国庫補助金として受け入れました。この結果、営業外収益の合計は319,601,686円と、特別利益としまして、合併によりまして施設調査を行った結果、既に費用化されている未使用の貯蔵品が発見されたため、特別利益としまして256,560円を受け入れまして、収益全体で1,583,206,265円となりました。

一方、支出では営業費用としまして、各種水道施設の維持管理費、減価償却費、資産減耗費などにより1,120,871,370円となり、営業外費用としましては、企業債利息と還付金の313,726,576円を支出し、特別損失としまして、不納欠損金3,941,190円を計上し、費用の合計は1,438,539,136円となり、この結果、144,667,129円の利益となりました。

繰越利益剰余金と合わせた剰余金の処分は、決算書の5ページの計算書に記載しておりますように、前年度繰越利益剰余金の全額を減債基金積立金にすることとしております。供給単価は287円49銭で、前年比45銭の増。給水原価は324円77銭で、前年比9円39銭の減となり、その差37円28銭と、前年から9円78銭の差が詰まりましたが、依然として逆ざやの傾向となっております。

次に、決算書の23、24ページにより資本的収支の状況について御説明いたします。

資本的収入では、一般会計より今日までの水源開発や統合簡水などを取り組んだ事業の起債償還に交付される交付金分を受け入れ、企業債としまして、武雄市水道分の公営企業金融公庫借り入れの分の利率の6%以上の2件について借りかえることができましたので、この分を合わせまして、収入合計は150,653千円となっております。

資本的支出では、老朽管施設の修繕や老朽管の更新工事、量水器の購入、収入で御説明しました借りかえ分を含めた企業債の償還を行い、支出の合計は629,656,513円となりました。

収入が支出に対して不足する分につきましては、決算書2ページの下に記載していますように、過年度分損益勘定留保資金などで補てんをしております。18年度末での過年度分損益勘定留保資金は925,811,560円となっております。年度末での水道事業が保有します現金の総額でございますけれども、決算書6、7ページの貸借対照表の流動負債に記載しておりますが、未払金が28,972,036円ありますので、実質的な現金は2,844,027,511円でございます。なお、各積立金の現状につきましては、決算書7ページの剰余金の利益剰余金に記載をしております。

以上、平成18年度武雄市水道事業会計決算書の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第34号 平成18年度武雄市工業用水道事業会計決算認定についてでございます。

事業の概要でございますが、決算書7ページに記載しておりますように、給水事業所は4社で、契約水量は1日当たり390トンとなりまして、年間有収水量は9ページに記載しておりますとおり、8万3,023立方メートルで、昨年より3,497立方メートル、1日当たり9立方メートルの伸びとなりました。

次に、決算書の3ページの損益計算書に基づき、収益的収支の状況を御説明いたします。

営業収益は、給水収益の6,726,027円です。給水条例の第12条にありますように、責任水量制による徴収を行っていますので、有収水量は伸びましたが、収益の総額は前年と同額であります。営業外収益は一般会計より57,000千円を繰り入れました。この結果、収入合計は63,726,027円となりました。一方、支出では、営業費用としまして、減価償却費21,325,987円、浄水場の維持管理費などに15,701,997円を合わせた37,027,984円と、営業外費用としまして企業債の支払利息23,392,384円の合計60,420,368円となりました。この結果、3,305,659円の利益となりましたけれども、前年度繰越欠損金に補てんし、欠損金の残額は45,298,870円となりました。

次に、決算書の2ページの資本的支出では、企業債償還金30,460,578円を支払い、決算書の16ページに記載していますように、18年度末における償還残高は493,995,841円となりました。この起債償還は平成27年度をピークとして、平成33年までの予定でございます。また、資本的収支がないことから、起債償還の全額を過年度分損益勘定内部留保資金で補てんし、年度末における流用資金の残高は77,721,179円となりました。預金残高は決算書の5ページの貸借対照表の中ほどで流動資産にありますように、収益的収支の欠損金がありますので、ここに記載した金額でございますが、実質は決算書の6ページに記載しておりますとおり、未払金が30,012円を差し引いた32,422,309円が現金残高でございます。

以上、平成18年度工業用水道事業会計決算の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第33号議案及び第34号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第33号議案及び第34号議案は、先ほど設置いたしました特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第33号議案及び第34号議案は、特別会計等決算審査特別

委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第16．請願第1号 『国民のための政治を求める意見書』に関する請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

『国民のための政治を求める意見書』に関する請願について、趣旨説明を行います。

今日、国政と地方政治を問わず、国民の政治不信は高まるばかりであります。特に年金や社会保険庁問題、閣僚の相次ぐ辞任などに対しての国民の監視の目が厳しく、さきの参議院選挙の結果を見ても明らかであります。

さらには、汚職事件や談合問題など、政治家の政治と金にまつわる醜聞が後を絶ちません。本来、政治家みずからが自浄能力を発揮し、政治の浄化をしなければなりません。期待できそうにもない現状であります。

一方、国民の声は、私たちは税金申告にはすべての経費に領収書が必要であります。政治家はその税金を使っているのに、当然、1円からの領収書が必要だとか、あるいは納税イコール国民の義務だという意識をもってすれば、1円からの領収書添付は当たり前のことだ、たとえ1円だろうと国民の労働力あってのものだなど、大変厳しい意見が寄せられております。国民のだれもが領収書のない支出を認めないのは当然のことだと思います。

このような現状の中に、現行の政治資金規制法が強行採決されましたが、改正された法律では、政治と金の問題について、何ら国民の期待に沿うものではありません。国民の期待に沿うためには、資金管理団体だけでなく、すべての政治団体に1円からの領収書添付を義務づけ、姿勢を正すことが必要であります。そうすることで、国民の政治に対する信頼を取り戻すべきだと思います。

以上の理由から、政府に対して、別紙意見書（案）を提出いただきたいとお願いいたしますので、よろしくをお願いします。

なお、採択後、意見書送付となりますれば、新しい総理のもとに提出していただきたいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

紹介議員に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本請願は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第17．意第1号 悪質商法被害をなくすための割賦販売法改正を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

悪質商法被害をなくすための割賦販売法改正を求める意見書につきまして、提出者3名を代表いたしまして趣旨説明をいたします。

御案内のとおり、クレジット販売は、代金後払いで商品が購入できる利便性により、大変消費者にも広く普及しています。クレジット販売にはカード型クレジットと契約書型クレジットがありますが、今回問題となっているのは、主に訪問販売などで使われる契約書型クレジットです。

実は、この方式は御案内のとおり、販売業者がクレジット契約書を預かり、商品販売に伴って契約条件の交渉、クレジット申込書の作成、提出のすべてを販売業者が行い、クレジット会社は個別に審査して契約を承認するやり方です。実は、この件で訪問販売などで契約書型クレジットを使った悪質商法が大きな社会問題になっております。とりわけ、高齢者などの弱い立場にある人々を食い物にしていること。さらには1件当たりの被害額が大きく、しかも被害者が多重債務に陥っている場合が多いことです。こうした被害の原因として、現行の割賦販売法の不備が指摘をされています。

来年、通常国会での改定が予定されているこの割賦法について、悪質商法の温床とならないように、消費者が安心してできるクレジット制度にするために割賦販売法について、別項内容の改正の趣旨で意見書を提出いたしますので、どうか趣旨御理解と採択を賜りますよう御提起をいたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本意見書は産業経済常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 12時3分